三重県産業廃棄物の適正な処理の 推進に関する条例(産廃条例)の改正の あり方(中間案)について

令和元年11月 三重県環境生活部廃棄物対策局 廃棄物・リサイクル課

産廃条例制定の背景等

廃棄物処理法の 累次の改正 三重県生活環境 保全条例の制定

●産業廃棄物に関する課題

- ・後を絶たない産業廃棄物の 不適正な処理
- ・処理施設周辺住民の不安感





●問題発生の原因

- 各主体の責任が不明確
- ・行政指導の効果の限界
- ・産業廃棄物に関する情報の不透明性

課題等を解消するため、産廃条例を制定 (平成20年10月公布、平成21年4月施行)

- •各主体の責任の明確化
- ・法に定められていない必要な措置の義務化
- ・産業廃棄物に関する情報の透明化

発覚時点で既に大量となっている 保管と称した産業廃棄物の放置



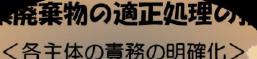
- ①産業廃棄物の保管 場所に係る届出
- ●産廃の発生場所以外での 保管場所の届出 【第8条】
- ②指定特別管理産業 廃棄物に係る報告等
- ●指定特管産廃の県内搬入届出、 関係市町への通知と公表
- ●末届出者の氏名等の公表 【第9条-12条】





- ③土地所有者等の義務
- ●借地人への土地の使用状況等の確認 不適正処理が行われた場合の措置
- 生活環境保全上の支障の除去への

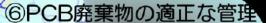
協力 【第13条-15条】



●県、事業者、産廃処理業者、 土地所有者の責務を規定 【第3条-6条】



PCB廃棄物 の安易な紛失



- 事故発生時の通報
- ●紛失・事故発生時の回収等措置、 届出、届出内容の公表 【第20条-22条】

(学》(行政処分

情報の必要性

⑤行政処分等の公表

- ●命令、許可の取消内容の公表
- ●改善等措置の公表

【第19条】

④産業廃棄物の処理 状況等の透明化

- ●産廃処理業者の実績報告 と公表
- ●未報告者の公表 【第18条】

産業廃棄物の処理に 対する住民の 不安感・不信感

生環条例から引き継ぐ規定

- ⑦処分を委託する場合の確認等【第7条】 委託先の実地確認等と不適正処理を知った ときの報告
- ⑧県内搬入に係る届出【第9条−11条】 県内へ産廃を搬入するときの届出
- ⑨産廃処理施設の設置に係る配慮等【第16条】 計画段階から地域住民との合意形成を基本と した産廃処理施設の設置
- ⑩産廃の適正処理に係る意見の聴取【第17条】 不適正処分された産廃の生活環境保全上の



産廃条例の改正のあり方に係る検討

〇平成31年1月

産廃条例の施行後10年が経過し、この間に明らかになった課題等に対応するため、 産廃条例の改正のあり方について、三重県環境審議会に諮問

環生第18-254号

三重県環境審議会

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例(平成20年三重県条例第41号)を改正するため、そのあり方について、貴審議会の意見を求めます。

平成31年1月30日

三重県知事 鈴 木 英



諮 問 理 由

本県では、産業廃棄物の適正な処理の推進を図り、もって県民の現在及び将来の生活環境の保全に資することを目的に「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例(平成20年三重県条例第41号)」(以下「条例」という。)を制定し、平成21年4月から施行しています。

条例では、排出事業者責任の徹底、土地所有者等の責務、産業廃棄物を処理する施設の設置に係る配慮、産業廃棄物処理状況の透明 化など、産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する措置その他必要 な事項を定め、産業廃棄物の適正な処理の推進を図ってきました。

条例の施行開始後 10 年が経過し、この間に明らかになった運用上の課題等に対応するため、条例を改正する必要があることから、その改正のあり方について貴審議会に意見を求めるものです。

〇令和元年10月

三重県環境審議会及び同審議会に設置された産業廃棄物条例部会での検討を踏まえ、 産廃条例の改正のあり方(中間案)を策定

主な改正検討事項

主な改正検討事項

- 1. 産業廃棄物処理施設を設置する際の地域住民との合意形成手続の見直し
 - (1) 産業廃棄物を処理する施設の設置に係る配慮等(現行条例 第16条関係)
- 2. 優良認定処理業者への産業廃棄物の処分の委託時における規制の合理化
 - (1) 処分を委託する場合の確認 (現行条例 第7条関係)
 - (2) 県内搬入に係る届出等(現行条例 第9条~第12条関係)
- <u>3.建設系廃棄物の適正処理に係る受注者(元請業者)の責務の追加等</u>
 - (1) 受注者(元請業者)の義務(新規)
 - (2)発注者の役割(新規)
- 4. 土地所有者等への指導
 - (1) 土地所有者等への指導(現行条例 第6条や第13条~第15条関係)

本日の説明内容は、中間案の内容であり、 確定した内容ではありません。

現行規定(産廃条例16条関係)

第16条 (産業廃棄物を処理する施設の設置に係る配慮等)

産業廃棄物処理施設を設置しようとする場合は、産廃処理指導要綱に基づき、 同意取得や事前協議等の手続きを行ってください。

現行の産廃条例第16条及び産廃処理指導要綱に基づく主な手続フロー

事業計画概要の策定

事業周知計画書作成

○設置者と県による事前調整

- ・周知内容と周知方法について県が把握。
- ・周知方法及び周知に用いる資料については、設置者の意向に 委ねている。

設置者による周知の実施

設置者が周知実施結果 報告を県へ提出

設置者による同意取得

〇設置者と住民等とによる合意形成

- ・設置者は、同意取得の前に、住民等に対し、周知計画書に基づき事業内容を周知。
- ・周知結果報告書に基づき、周知が十分でない場合は、県が再度の 周知を指導。
- ・設置者が住民等への個別説明等により、同意書を取得。

事業計画書作成

設置者と行政機関による 事前協議会

○設置者と県による協議

・設置者が同意取得後に作成した事業計画書に基づき関係行政機関と協議。

合意形成手続終了

地域住民との合意形成手続の見直し(現行条例 第16条関係)

事業計画者と周辺住民等との新たな合意形成手続を以下のとおり定め、その内容を 条例本則に規定する。

(1) 合意形成手続の概要

新たな合意形成手続として、①事業計画書の公告縦覧、②住民説明会の開催、 ③住民による意見書の提出、④事業計画者による見解書の作成及び公告縦覧といった 一連の手続を規定する。

(2) 事業計画への周辺住民等の意見の反映等

事業計画者に対して、上記手続を適切に実施し、周辺住民等の意見に配慮した事業計画を策定のうえ、県に対して手続の終了について報告することを義務付ける。

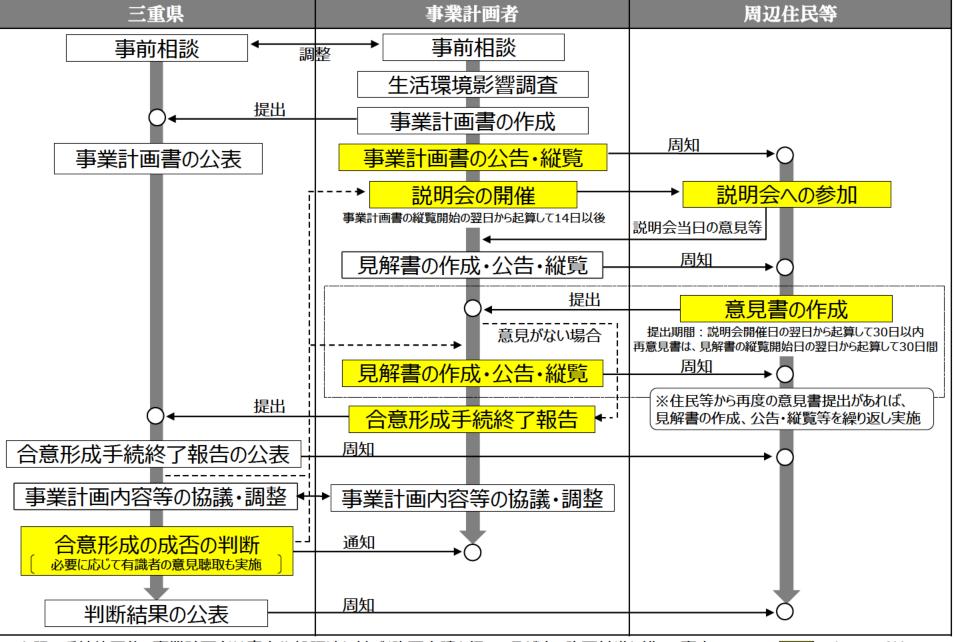
(3) 合意形成の成否の判断

県は、所定の手続が確実に実施され、周辺住民等の意見について適正に配慮された 事業計画となっているか否かを判断する。

(4) 合意形成手続を実施しない者への対応

合意形成手続を実施しない者への勧告規定及び勧告を受けた者が正当な理由なく、 必要となる手続を適切に実施しない場合の公表規定を設けるほか、条例義務を果たさない という事実を廃棄物処理法に基づく許可申請に対する許可又は不許可の判断要素の1つ とすることを定める。

産業廃棄物処理施設を設置する際の地域住民との合意形成手続の見直し(フロー図)



※上記の手続終了後、事業計画者は廃棄物処理法に基づく許可申請を行い、県が法の許可基準に沿って審査

:主要な手続き

主な改正検討事項

主な改正検討事項

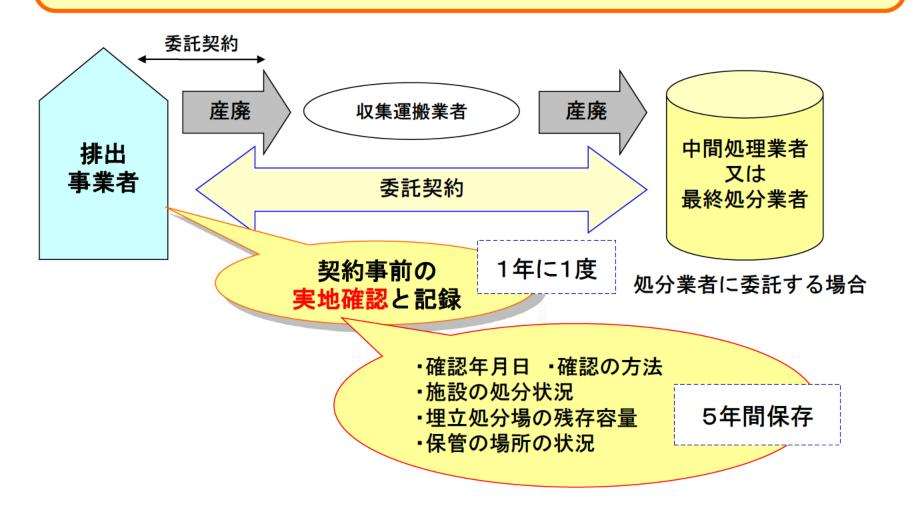
- 1. 産業廃棄物処理施設を設置する際の地域住民との合意形成手続の見直し
 - (1) 産業廃棄物を処理する施設の設置に係る配慮等(現行条例 第16条関係)
- 2. 優良認定処理業者への産業廃棄物の処分の委託時における規制の合理化
 - (1) 処分を委託する場合の確認 (現行条例 第7条関係)
 - (2) 県内搬入に係る届出等(現行条例 第9条~第12条関係)
- 3. 建設系廃棄物の適正処理に係る受注者(元請業者)の責務の追加等
 - (1) 受注者(元請業者)の義務(新規)
 - (2)発注者の役割(新規)
- 4. 土地所有者等への指導
 - (1) 土地所有者等への指導(現行条例 第6条や第13条~第15条関係)

本日の説明内容は、中間案の内容であり、 確定した内容ではありません。

現行規定(産廃条例第7条関係)

第7条 (処分を委託する場合の確認等)

産業廃棄物の処分を委託する場合、委託先が処分するための能力を現に有していることを確認してください。



現行規定(産廃条例第9条~第12条関係)

第9条~第12条(県内搬入に係る届出等)

三重県内に産業廃棄物を搬入して処分しようとする場合は、事前に搬入の内容を届け出てください。

三重県外

搬入

- ・ 自ら運搬
- ・収集運搬業者に運搬委託

三重県内

県外の工場や解体現場等(県外の排出事業者、 県外の中間処理 業者)

- (1)産業廃棄物の契約処分量200トン以上かつ200m³ 以上の場合、搬入の15日前までに届け出てください。
- (2)指定特別管理産業廃棄物の契約処分量50トン以上 かつ50m³以上の場合は、搬入の20日前までに届け出 てください((1)の場合の届出を行っているときも、(2)に 該当する場合は、届出が必要です)。

中間処理業者 又は 最終処分業者

優良認定制度の創設等

優良認定制度

平成22年の廃棄物処理法の改正により、通常の許可基準よりも厳しい基準に適合した優良な 産廃処理業者を「優良認定処理業者」として認定する制度が創設された。

【優良基準の概要】

①遵法性:従前の産業廃棄物処理業の許可の有効期限において特定不利益処分を受けていないこと。

②事業の透明性:産業廃棄物の処理状況、施設の維持管理状況などをインターネットにより一定期間、

一定頻度で公表していること。

③環境配慮の取組:ISO14001やエコアクション21等の認証を取得していること。

④電子マニフェスト: 電子マニフェストシステムに加入しており、電子マニフェストが利用できること。

⑤財務体質の健全性:直前3事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上

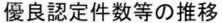
であることや、法人税等を滞納していないことなど、財務体質が健全であること。

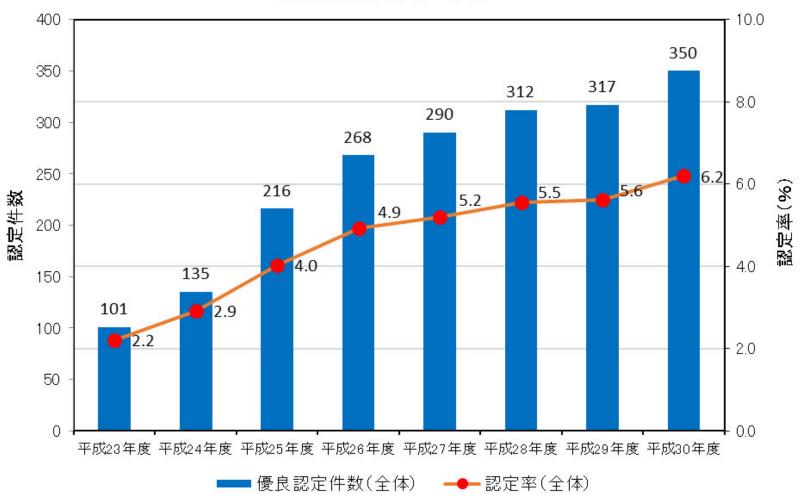
処理状況に関する確認の努力義務

平成22年の廃棄物処理法の改正により、**排出事業者に対して**、産業廃棄物の処理を委託する場合における処理の状況に関する確認を行う努力義務規定が定められた。

排出事業者が委託先において産業廃棄物の処理が適正に行われていることを確認する方法として、国は 実地確認による方法のほか、優良認定処理業者等が公表している産業廃棄物の処理状況や処理施設 の維持管理の状況等に関する情報により間接的に確認する方法を示している。

三重県における優良認定件数等の状況





【他都道府県との比較(平成29年度末時点)】

優良認定件数:6番目、認定率:13番目(47都道府県のうち、上から数えた順位)

優良認定処理業者への産業廃棄物の処分の委託時における規制の合理化

1 処分を委託する場合の確認(現行条例 第7条関係)

「<u>優良認定処理業者</u>(優良認定取得後、次の許可更新までの間、特定不利益処分を受けた者を除く)」への処分の委託については、現行の条例第7条第1項で規定している処分を委託する場合の確認に関して、現行の条例施行規則第3条第1項で定めている<u>実地確認以外で</u>の間接的な方法による確認を可能とする規制の合理化を行う。

2 県内搬入に係る届出等(現行条例 第9条~第12条関係)

「<u>優良認定処理業者</u>(優良認定取得後、次の許可更新までの間、特定不利益処分を受けた者を除く)」への処分の委託については、現行の条例第9条第1項で規定している産業廃棄物の県内搬入に係る届出に関して、同項ただし書きで規定している<u>届出を不要とする産業廃棄物の数量を「200 t 未満又は200m³未満」から「1,000 t 未満又は1,000m³未満」とする規制の合理化を行う。</u>

主な改正検討事項

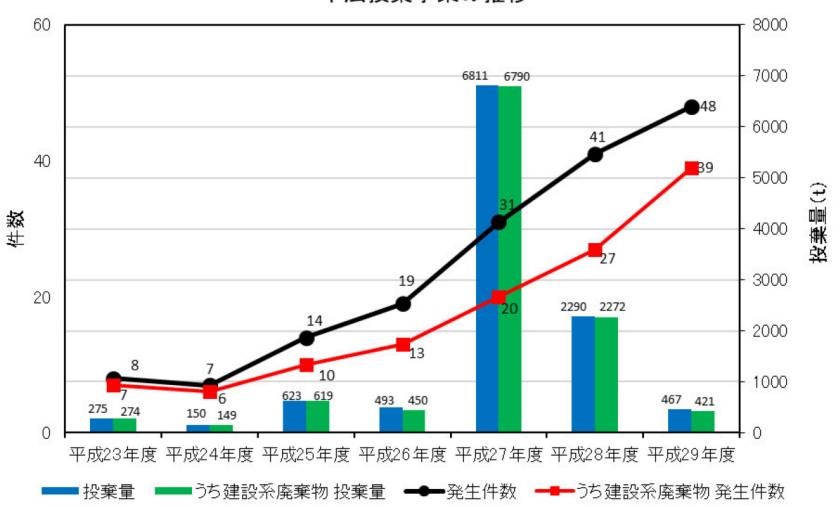
主な改正検討事項

- 1. 産業廃棄物処理施設を設置する際の地域住民との合意形成手続の見直し
 - (1) 産業廃棄物を処理する施設の設置に係る配慮等(現行条例 第16条関係)
- 2. 優良認定処理業者への産業廃棄物の処分の委託時における規制の合理化
 - (1) 処分を委託する場合の確認 (現行条例 第7条関係)
 - (2) 県内搬入に係る届出等(現行条例 第9条~第12条関係)
- 3. 建設系廃棄物の適正処理に係る受注者(元請業者)の責務の追加等
 - (1) 受注者(元請業者)の義務(新規)
 - (2)発注者の役割(新規)
- 4. 土地所有者等への指導
 - (1) 土地所有者等への指導(現行条例 第6条や第13条~第15条関係)

本日の説明内容は、中間案の内容であり、確定した内容ではありません。

三重県における不法投棄事案の推移





不法投棄の発生件数・発生量は近年増加傾向にあり、特に建設系廃棄物の割合が高く、 最近5年間では発生件数で約71%、発生量で約99%を占める

建設廃棄物の適正処理に係る受注者(元請業者)の責務の追加等(1)

1 解体工事の受注者 (元請業者) の義務 (新規)

(1)義務の内容

解体工事の受注者(元請業者)に対して、発注者に当該解体工事の施工に伴い 生じる産業廃棄物の処理に関する事項を書面で説明することを義務付ける。

(2)対象とする解体工事

解体工事のうち、建設リサイクル法第9条第1項に規定する対象建設工事(建物の解体:延床面積80m²以上、工作物等の解体:請負金額500万円以上)については、受注者(元請業者)に対して発注者への説明を義務付け、対象建設工事の規模未満の解体工事については努力義務とする。

(3) 受注者(元請業者)から発注者への説明内容等

<工事開始前>

書面:解体工事の施工に伴い生じる産業廃棄物の種類ごとの発生見込量、予定処分先、

予定処分方法及び処理費用を記載した書面

期日:工事を開始する日まで

く工事完了後>

書面:①産業廃棄物管理票 E 票の写し、②最終処分終了報告があった電子マニフェスト情報を出力した書面、③同等の内容が記載された書面(受注者自らが処分を行った場合)のいずれか。

期日: ①②の場合は、産業廃棄物管理票又は電子マニフェストにより最終処分が終了した旨の報告を受けた日から15日以内。③の場合は、最終処分が完了した日から15日以内。

建設廃棄物の適正処理に係る受注者(元請業者)の責務の追加等(2)

1 解体工事の受注者(元請業者)の義務(新規)

(4)説明に用いた書面の保存

発注者への説明に用いた書面については、発注者の確認を受けたうえで、 受注者(元請業者)において5年間保存することを義務付ける。

(5) 勧告及び公表

受注者(元請業者)が発注者に説明を行わなかった場合、虚偽の説明をした場合、又は説明に用いた書面を保存しなかった場合は、知事が受注者(元請業者)に対して、これらの義務を果たすよう勧告することができる規定を設ける。また、勧告を受けた者が正当な理由なく引き続き条例の義務を果たさない場合は、その旨及び氏名又は名称を公表することができる規定を設ける。

2 発注者の役割(新規)

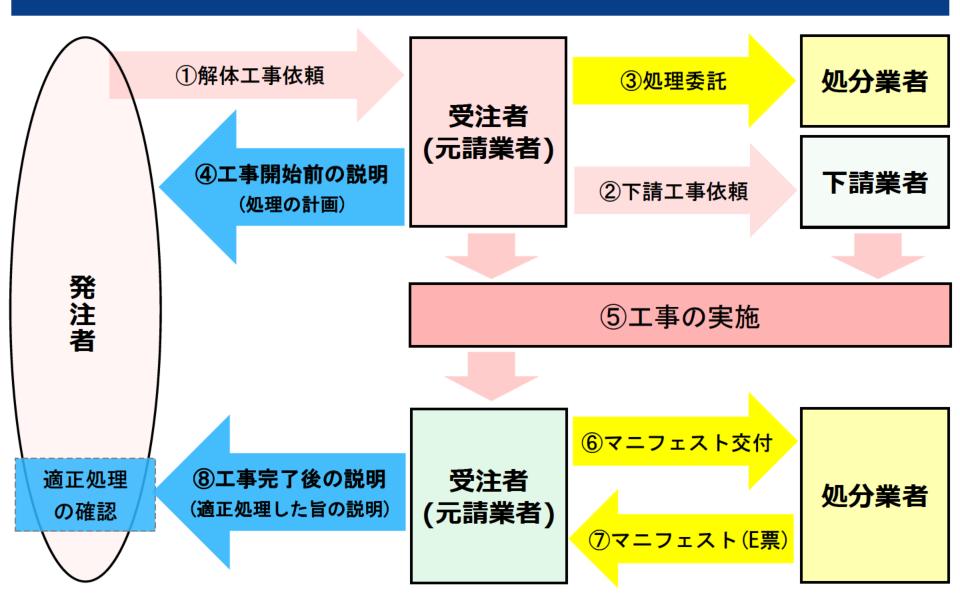
(1) 適正処理の確認

解体工事の発注者に対して、受注者(元請業者)から説明を受けることにより 当該工事の施工に伴い生じる産業廃棄物の適正処理の確認に努めることとする 規定を追加する。

(2) 不適正な処理が行われた場合の措置

解体工事の発注者が、当該工事の施工に伴い生じた産業廃棄物が適正に処理 されていないことを知ったときは、受注者(元請業者)に対し必要な措置の実施 を請求するよう努めるとともに、その旨を速やかに知事に通報するよう努める こととする規定を追加する。

建設廃棄物の適正処理に係る受注者(元請業者)の責務の追加等(イメージ)



※発注者が適正に処理されていないことを知ったときは、受注者(元請業者)に対し必要な措置の実施を請求するよう 努めるとともに、その旨を速やかに知事に通報するよう努める。

主な改正検討事項

主な改正検討事項

- 1. 産業廃棄物処理施設を設置する際の地域住民との合意形成手続の見直し
 - (1) 産業廃棄物を処理する施設の設置に係る配慮等(現行条例 第16条関係)
- 2. 優良認定処理業者への産業廃棄物の処分の委託時における規制の合理化
 - (1) 処分を委託する場合の確認 (現行条例 第7条関係)
 - (2) 県内搬入に係る届出等(現行条例 第9条~第12条関係)
- 3. 建設系廃棄物の適正処理に係る受注者(元請業者)の責務の追加等
 - (1) 受注者(元請業者)の義務(新規)
 - (2)発注者の役割(新規)
- 4. 土地所有者等への指導
 - (1) 土地所有者等への指導(現行条例 第6条や第13条〜第15条関係)

本日の説明内容は、中間案の内容であり、 確定した内容ではありません。

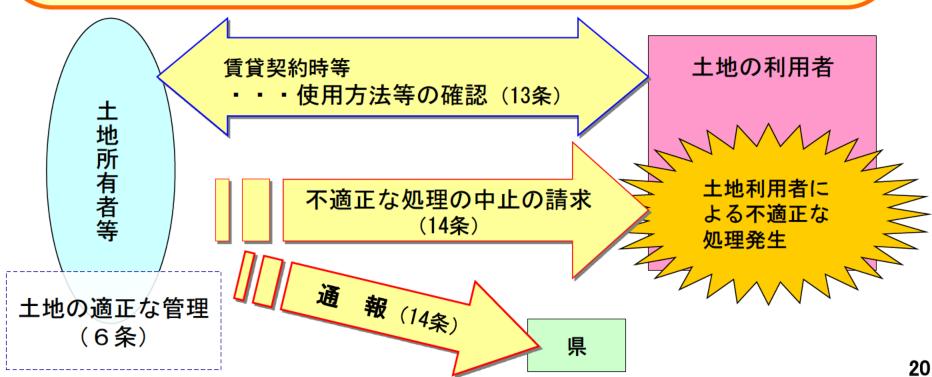
現行規定(産廃条例第6条、第13条~第14条関係)

第6条(土地所有者等の責務)

産業廃棄物の不適正な処理が行われないよう、土地の適正な管理に努めて ください。

第13条~第14条(所有地等の使用方法等の確認ほか)

- ・所有地等を他者に使用等させる場合は、使用方法を確認するとともに、 使用状況を確認するよう努めてください。
- ・借地人等により不適正な処理が行われたことを知ったときは、借地人等に 対し中止を請求するよう努めるとともに、県に通報してください。



土地所有者等への指導





土地所有者等への指導(新規)

産業廃棄物の不適正な処理が行われ、 その拡大や悪化のおそれがあると認め るときは、当該産業廃棄物の不適正な 処理が行われている土地に係る土地所 有者等に対し、不適正な処理の拡大又 は悪化の防止のために必要な措置を講 ずるよう指導することができる規定を 追加する。



更なる拡大を防止するため、土地所有者に囲いの 設置を依頼。

囲い設置以降、新たな投棄は確認されていない。

最後に、三重県における プラスチック対策の取組を紹介します。



三重県のおけるプラスチック対策の取組

これまでの取組

- 1. スーパーマーケットを中心としたレジ袋有料化によるレジ袋削減・マイバッグ運動
- 2. 各種リサイクル法に基づく市町での再資源化の取組の促進
- 3. 海岸漂着物対策の推進
 - □ 世界規模での汚染拡大
 - □ 海岸に大量に漂着する海洋ごみ





□ 国「プラスチック資源循環戦略」の策定

世界レベルの問題となっており、更なる取組・対策が必要

三重県庁プラスチックスマートアクション

令和元年10月1日から「三重県庁プラスチックスマートアクション」を開始

(1) 職員によるマイバッグ・マイボトル運動の実施







(3)会議等におけるペットボトルの提供回避



(4) 仕出し弁当におけるワンウェイプラスチックの使用を抑制する取組



(5) プラスチック製事務用品の長期利用の実施

今後の取組(予定)

多様な主体と連携した効果的な事業を総合的に展開する「みえプラス チックスマートプロジェクト」を構築し、プラスチックごみの発生抑制 や資源循環をより一層推進

三重県庁プラスチックスマートアクション 開始イベントの様子











ご清聴ありがとうございました。

